

低 NOx型小型燃焼機器普及促進指針（平成15年 9月30日名古屋市告示第 411号）

第1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第24条第 3項の規定に基づき、窒素酸化物の排出量が少ないと認められる低 NOx型小型燃焼機器（別表に示すものをいう。以下同じ。）について必要な事項を定め、低 NOx型小型燃焼機器の普及を促進し、大気中への窒素酸化物の排出を抑制することを目的とする。

第2 普及促進等

- (1) 市は、対象機器を設置しようとする者に対し、低 NOx型小型燃焼機器の設置を要請する。
- (2) 市は、対象機器を製造又は販売する者に対し、低 NOx型小型燃焼機器の開発、製造及び普及について協力を要請する。
- (3) 市は、対象機器を製造、販売する者に対し、カタログ等にその旨を表示するよう要請するものとする。
- (4) 市は、対象機器への更新を支援するものとし、普及促進のための各種の啓発事業を行うものとする。
- (5) 市の施設は、率先して低 NOx型機器を採用するものとする。

別表

番号	種類	規模	排出ガス中の窒素酸化物濃度 (ppm)		
			ガス	灯油	A重油
1	業務用小型ボイラー	伝熱面積10m ² 未満	50 以下	80 以下	100 以下
2	吸収式冷温水発生機	伝熱面積10m ² 未満	60 以下	80 以下	100 以下
3	家庭用ガス給湯器のうち以下のもの ・ガス瞬間形湯沸器 (先止式) ・ガス温水給湯暖房機 (給湯機部分) ・ガス給湯機付きふろが ま (給湯機部分)		60 以下		
4	ガス機関 (GHPに用いられるもの以外)	燃料の燃焼能力が重油換算で10ℓ / h 未満	300 以下		
5	ガスヒートポンプ (GHP)	燃料の燃焼能力が重油換算で10ℓ / h 未満	100 以下		

注 1 重油換算は、液体燃料10ℓ、ガス燃料16m³N、固定燃料16kgを重油10ℓに換算することをいう。

2 ガスとは都市ガス13A及びLPGを意味する。

3 窒素酸化物濃度は酸素濃度 0%換算時の値とする。

4 ガス機関 (GHPに用いられるもの以外) のガイドライン値は出荷時のNO_x濃度を対象とする。

5 ガスヒートポンプのガイドライン値は、JIS B 8627附属書Hに規定する試験方法で試験した結果から算出した12モード値とする。